

住民税非課税世帯などに特別給付金を支給します

図福祉課(南有馬庁舎) ☎73-6651

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した人が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して特別給付金を支給します。

●支給対象となる世帯

基準日(令和3年12月10日)において、本市に住民票があり、同一の世帯に属する人全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯。

●支給手続き

対象となる世帯には、2月下旬から「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」を順次発送していますので、お早めに内容をご確認の上、同封の返信用封筒に入れて提出してください。市が確認書を受理した後に、順次支給します。

(注)・世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した人がいる場合、住民税非課税世帯であることの確認に時間を要しますので、確認書の発送が遅れる場合があります。
・未申告者が世帯にいる場合、確認書は送付されません。申告を行い、本給付の対象世帯となった場合、給付の申請を行ってください。

●支給額

1世帯あたり10万円

※令和3年度住民税課税世帯で、令和3年1月以降、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯「家計急変世帯」への特別給付金申請手続きなどについては、広報みなみしまばら4月号または市ホームページでお知らせします。



大学生などに生活応援給付金を支給します

図地域づくり課(西有家庁舎) ☎73-6631 ☎859-2211 西有家町里坊96番地2



新型コロナウイルス感染症の影響により、移動の自粛や家計収入の減少など就学および生活に影響を受けている学生を応援するため、大学生などを対象に「南島原市大学生等生活応援給付金」を支給します。

●支給額…1人につき5万円

●支給対象者

- 下記の要件をすべて満たす人
- ①大学生など
 - ②平成3年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人
 - ③令和4年2月1日時点において、大学生などの本人またはその保護者が本市に住所を有すること

●支給方法…大学生など本人の口座に振り込み

●申請期限…3月16日(水) 必着

●申請方法

各支所に備えている申請書兼請求書に必要事項を記載し、必要書類(「本人確認書類(保護者が申請する場合)」「振込先口座が分かる書類」「大学生などであることが確認できる書類」の写し)を添えて郵送にて地域づくり課まで申請(各支所でも受付可)してください。申請書様式は、市ホームページでもダウンロードできます。

「大学生など」とは

学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校および予備校などに在学する人。また、給与などが支給されない各省庁所管の大学校(水産大学校、農業大学校、海上技術短期大学校、航空大学校、国立看護大学校など)に在学する人。

新型コロナウイルスワクチン追加(3回目)接種について

図こども未来課(南有馬庁舎) ☎73-6652

■ ワクチンの交互相種

3回目接種に使用するワクチンについては、1・2回目に用いたワクチンの種類に関わらず、ファイザー社ワクチンまたは武田/モデルナ社ワクチンを使用します。また、ワクチン同士の交互相種も可能となっています。国から本市に配分され、3月に使用するワクチンは、ファイザー社ワクチンだけでなく、武田/モデルナ社ワクチンも多く配分されます。また、前倒し接種の対応については武田/モデルナ社ワクチンが中心となります。1・2回目でファイザー社ワクチンを接種された人は、3回目の接種について、武田/モデルナ社ワクチンの種類もご検討ください。

■ 1・2回目と異なるワクチンを用いて3回目接種した場合の安全性と効果

英国では、2回目接種から12週以上経過した後に、さまざまなワクチンを用いて3回目接種を行った場合の研究が行われ、その結果が報告されています。

安全性

3回目の接種後7日以内の副反応は、1・2回目と同じワクチンを接種しても、異なるワクチンを接種しても安全性の面で許容されること

効果

1・2回目接種でファイザー社ワクチンを受けた人が、3回目でファイザー社ワクチンを受けた場合と、武田/モデルナワクチン(※)を受けた場合のいずれにおいても、抗体価が十分上昇すること
(※)武田/モデルナ社ワクチンは、3回目は50μg接種することになっているが、本研究では100μg接種した結果が報告されている。

ワクチンの組み合わせ	抗体価
ファイザー → ファイザー → モデルナ	抗体価は 上昇
ファイザー → ファイザー → ファイザー	

出典：Munro APS, et al. The Lancet. December 2021

■ 追加(3回目)接種券の発送

2回目接種の終了後、一定期間経過した対象者に接種券(3回目)を順次発送しています。

他市町村で接種を受けた後に南島原市へ転入した人へのお願い

他市町村の接種券を使って接種を受け、その後、本市へ転入した人の接種履歴については市で把握することができないため、3回目接種券を発送することができません。
接種を希望する場合には、接種券の発行手続きが必要です。「予防接種済証」など接種履歴が分かるものを持参し、各支所で申し込んでください。

ワクチン接種の予約や相談はこちら

ワクチン接種の予約はインターネットまたはコールセンターで受け付けています。ただし、1・2回目の接種予約はコールセンターへの電話のみでの受け付けとなります。

【コールセンターでの予約・相談】 ☎050-3629-1269

●受付時間…午前8時30分～午後5時(日曜日、祝日を除く)
ただし、受付時間以外でも自動音声での予約受付が可能です。

【インターネットでの予約】 URL : <https://vaccines.sciseed.jp/minamishimabara-city>



接種予約サイト